明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○公認心理師法施行規則の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働三）　一

〔告　示〕
○祝賀御列の儀の細目に関する件（内閣一四）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務二一四）
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二一五）
○特定国外派遣組織を指定する件（同二一六）
○日本国に帰化を許可する件（法務一五五）　四
○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学九五）　五
○保安林の指定をする件（農林水産一二七三～一二八〇）
○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十四条第四項の規定に基づき、指定法人の名称変更を公示する件（経済産業一一八）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通七二八～七三二）
○道路に関する件（北陸地方整備局一一）

〔国会事項〕

〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
官庁事項
特定保安林の指定について（農林水産省）　八
特定保安林の指定の解除について（同）　八
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示三、福井同二、大阪同四～七、島根同三、四、長崎同二）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁　財団、司法書士懲戒処分関係　八
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他　八

省令

○文部科学省厚生労働省令第三号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第三条第一号及び第三十九条の規定に基づき、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月三十日

文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令

公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者）	
第一条　公認心理師法（以下「法」という。）第三条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により公認心理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）
（大学における公認心理師となるために必要な科目）	（大学における公認心理師となるために必要な科目）
第一条の二　法第七条第一号及び第二号の大学における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。	**第一条**　公認心理師法（以下「法」という。）第七条第一号及び第二号の大学における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。
一～二十五　（略）	一～二十五　（略）
（実習演習科目）	（実習演習科目）
第三条　第一条の二第二十四号及び第二十五号並びに前条第十号の科目を教授する教員（以下「実習演習担当教員」という。）は、公認心理師の資格を取得した後、法第二条各号に掲げる行為の業務に五年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習演	**第三条**　第一条第二十四号及び第二十五号並びに前条第十号の科目を教授する教員（以下「実習演習担当教員」という。）は、公認心理師の資格を取得した後、法第二条各号に掲げる行為の業務に五年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習演習担